

【博物館法QA】

問合せ内容	回答
<p>学識経験者の意見聴取の方法について、明確な基準が示されず効率的に実施して差し支えないとされていることで、財政部局との折衝も非常に難しく、自治体によって扱いにかなりバラツキが出ると思うが、今後、なんらかの統一的な基準（形式・回数・人数等）が示される予定はないか。</p> <p>学識経験者への意見聴取の方法について、附属機関とする必要がなく、会議形式である必要もないとのことだが、具体的にはどのような方法を標準的な方法として想定しているのか。</p> <p>意見を聴取する学識経験者について、その人数の基準はありますか。あるいは、示される予定はありますか。</p>	<p>基準は示す予定はありません。学識経験者の意見聴取については、登録事務に専門家の見地を活かす観点のほか、申請を期に館の施設や活動の改善点等を指摘し、底上げの機会とすることなどを期待しています。そのためできるだけ充実した体制で意見聴取をしてほしいところですが、自治体によって多様な状況があることに加え、申請案件によっても適切な体制は異なることが予想されることから、自治体の判断により効率的に行っていただくようお願いしているところです。</p>
<p>登録審査に際して意見聴取する学識経験者について、博物館の種類に応じた意見を求めるべき学識経験者の選定は、教育委員会が適格性を判断するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>審査する内容によって学識経験者の専門性が異なると思いますが、適格性はどの程度まで厳密さが求められるか伺いたいです。</p> <p>意見聴取する学識経験者について、都道府県立や登録済の博物館職員、大学教員等が例示されているが、極端に言えば、専門分野の都道府県立博物館職員1人の意見聴取さえすれば登録可能という認識で間違いはないか。</p>	<p>適切な学識経験を有し、その意見聴取を申請内容の審査や博物館活動の質の向上に活かせる方であれば、ご認識の通りで問題ありません。</p>
<p>学識経験者から意見を聴取すべき項目として、どのようなものを想定しているか。（館のマネジメント、館の専門領域、地域への貢献等）</p>	<p>申請書類の確認で満足する事項以外の、専門的知見を要する館の施設や事業、運営体制についての幅広い助言を想定しています。</p>
<p>学識経験者への意見聴取に係る事務フローは示していただけるのか。</p>	<p>各自治体によって実態は異なると予想されるため、事務フローを示す予定はありません。</p> <p>なお、申請書類の形式的な内容については教育委員会職員によるチェックが済んだ後に意見聴取いただくことを想定しています。また、現地確認の必要があれば、同行いただくことが望ましいと考えています。</p>
<p>学識経験者の報償費単価設定については、審査を行う各教育委員会で設定するというところでよろしいでしょうか。他自治体と単価の差が生じないようにしたいとは思いますが、そのほか注意すべき点はありますか。</p>	<p>報償費単価を支給する場合は、自治体の規定に基づいてご支給ください。旅費が必要な場合も同様です。</p>
<p>学識経験を有する者からの意見聴取に際し、謝金等の予算措置はあるのか。（当県では、令和5年度当初予算編成作業過程で財源捻出を検討するよう財政当局から求められている。）</p>	<p>博物館の登録に関する経費については、普通交付税の拡充が図られることになりました。詳細は総務省へお問い合わせください。</p>
<p>学識経験者への意見聴取等の手続について、既に県規則において、登録要件の審査に当たっては、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならないと規定し、審査の都度、学識経験者を選定し実地調査の上意見聴取を行っていますが、法改正により、これまでの対応は適合しないこととなりますか（同施行日までにあらかじめ学識経験者を選任しなければならないこととなりますか）。</p>	<p>従来通りの運用で問題ありません。</p> <p>なお補足として、実地調査については現行法・改正法共に必須ではありませんが、学識経験者への聞き取りについては改正法では必須となります。</p> <p>また、博物館の館種によって意見聴取する学識経験者を適宜変更することが望ましいですが、その都度、選定や委嘱の手続きを実施することは不要です。</p>
<p>1 学識経験者の意見は、その都度、申請者に伝達しなければいけないのですか。</p> <p>2 相当施設について、相当施設の指定に関わる「博物館法施行規則」の改正は行わず、指定要件が省令で示されるということではよろしいか。</p> <p>3 博物館の運営の状況について、その報告内容、頻度を示される予定はありますか。</p>	<p>1. 都度行う必要はありません。ただし、博物館の望ましい運営に関する助言も含まれていることが想定されるため、都度申請者に共有いただくことを妨げるものではありません。</p> <p>2. ご指摘いただいている改正対象の省令が博物館法施行規則となります。</p> <p>3. 改正法第17条に定める定期報告の頻度については、各自治体で判断していただくものと考えますが、概ね1-3年ほどのスパンを想定しています。</p>
<p>定期的な報告の頻度、想定される報告内容、及び当該報告を受けて県がとるべき具体的対応はなにか。</p>	<p>定期報告については、登録・指定された施設がその要件を維持できているかといった状況を把握するために定期的に行うものです。その頻度については目的に照らし、各自治体で判断していただくものと考えますが、概ね1-3年ほどのスパンを想定しています。報告を受け、該当施設が要件を満たさなくなったことが想定される場合には、新法第17条に従い、より詳細な報告や資料の提出を求め、改善の必要がある場合等には、第18条、第19条と手続きを進めていくことになるかと思えます。</p>
<p>改正博物館法が施行され、既に登録・指定を受けている博物館を審査し、仮に登録・指定抹消という判断に至った場合には、施行後5年間は、登録・指定博物館として扱い、5年経過後に抹消するののか。</p>	<p>旧法に基づく登録博物館・相当施設であるが、改正法で登録・指定の要件に合致せず経過措置期間中に新たな申請が為されなかった場合には、登録・指定の立場を失ったものとして、登録原簿を整備してください。</p> <p>ただし、当該館が旧法の登録・指定の要件に合致していないことが確認された場合には、経過措置終了を待たずに登録・指定が取り消しとなる可能性があります。こうした館に対しても、再度申請を促す等、登録・指定に向け、可能な限り助言等をしていただけますと幸いです。</p>

<p>改正後博物館法 附則第2条第4項に「既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす」と定められているため、博物館法改正施行期日（令和5年4月1日）から5年間は再登録の必要はないものと存じますが、令和10年4月1日以降も登録博物館であることを望む場合は、登録博物館とみなされている5年間の間に、新規登録の場合と同様の登録審査の手続きを経て再登録しなければならないのでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>改正前の第13条（登録事項等の変更）では、「①設置者の名称・（私立博物館は）住所、②博物館の名称、③所在地」について変更があった時と、「④申請書の添付書類」の記載事項に重要な変更があった時に届け出ることとなっていました。法改正後の第15条では、④についての記載は削除されています。今回の改正により、④については届出が不要となったのでしょうか。それとも、都道府県の判断により、必要に応じて届け出を求めることができるのでしょうか。（その場合、「あらかじめ」の届出ではなく、「変更後」に届け出てもよいのでしょうか。） ※本県の現行の規則では、①～③の事項以外は、「博物館資料の軽微な変更については、毎年9月末日及び3月末日までに届け出るものとする。」としている関係で、今回の法改正に伴い、改正が必要となるか判断するために質問させていただきました。</p>	<p>改正法15条第2項により、①設置者の名称・（私立博物館は）住所、②博物館の名称、③所在地の事項は公表いただくことを想定しているため、「あらかじめ」申請いただくこととなっています。 一方、旧法における④申請書の添付書類に関する「重要な変更」に関しては、改正法16条に規定されている定期的な報告の際に確認いただくことを想定しています。ただし、改正法第17条による報告または資料の提出を求めることを妨げるものではありません。</p>
<p>博物館登録事務については、平成以降、本県ではほぼ申請事例がなく、本改正により申請件数が増加した場合にどこまで対応できるか不安があります。全国統一的な取扱いという観点もありますので、本改正も踏まえ一連の事務の流れが分かるような手引があれば大変有難く存じますが、国においてこのような手引を作成されるご予定はおありでしょうか。</p>	<p>登録事務については各自治体の自治事務であることから、手引き等を示す予定はございません。一方で登録事務における基本的な考え方等は説明会などを開催しながらお示しする予定です。</p>
<p>館長、学芸員の雇用形態、一週間当たりの出勤日数などどのようなものを想定されているでしょうか。 雇用形態により学芸員や職員等が適切に配置されていないとみなされる場合はあるか（指定管理等）</p>	<p>登録博物館において適切な管理・運営を実施出来る体制を構築してください。 なお、学芸員ではない名称を用いる場合にも、学芸員と同等の専門性を持った方に勤務していただく必要があります。</p>
<p>博物館登録に当たって、学芸員の人数及び契約形態（パート、フルタイム、兼務等）に条件はあるか。博物館相当施設については、学芸員は必置ではないという認識で良いか。</p>	<p>施設によって実態は異なるため、当該施設の運営に必要な人数、雇用形態の指定は設けられていませんが、適切な職務分担の下で業務が遂行できることが原則となります。 また、指定施設においても、学芸員に相当する職員が配置されていることが原則となります。</p>
<p>博物館相当施設についての基準等は別に示されるのか。</p>	<p>学芸員に相当する職員、開館日数に関しては省令でお示ししますが、それ以外の基準等については、（登録）博物館の事業に類する事業を行う施設として、登録基準と同等の基準を設けていただくこととなります。</p>
<p>学芸員に相当する職員とはどのようなものか。</p>	<p>学芸員補の要件までは求めませんが、学芸員に相当する者として、博物館法第3条に示す博物館の事業に類する事業を遂行できる能力を持った者と考えています。</p>
<p>登録審査において、実地での確認は必須要件ではない（書面審査のみでの登録の可否の判断も可能）ということでもよろしいでしょうか。</p>	<p>実地での確認は必須要件ではありません。審査のために実地での確認を要すると判断した場合を除き、特段不要です。</p>
<p>施設及び設備の基準については、改正法前の基準（S27.5.23付け文社施第191号）にあったような数値的基準はないのか。</p>	<p>ありません。昭和27年と昭和46年の通知は廃止されます。</p>
<p>博物館法施行規則に参酌すべき基準が定められることにより、「博物館の登録審査基準事項」は廃止されるか。</p>	<p>昭和27年登録審査基準要綱及び昭和46年博物館に想定される施設指定審査要綱は廃止されます。</p>

<p>「博物館の登録審査基準要項」が廃止される場合、「分館」に関する取扱いについては、参酌すべき事項が示されるか。</p>	<p>分館を単独で登録する場合、改正法の示す審査基準に照らしてご判断くださればと思います。</p>
<p>博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制について、「以下を実現するための体制が確保されていること」に記載された項目すべてに取り組んでいる必要があるか。 例えば、「教育活動」について、実施できる体制は確保しているものの、実際の活動実績はないといった場合でも、体制を確保していることが確認できれば、登録の基準を満たしているかと判断してよいか。</p>	<p>登録の際は体制の確保が確認できれば問題ありませんが、登録後についても定期報告や資料の提出等で実態を把握し、適切に判断いただければと思います。</p>
<p>法人の博物館を運営するために必要な経済的基礎を有するための方法について、「財務諸表のチェックまでは不要。会社更生手続きを受けていないことを確認する程度でよいと考えている」と説明されていたが、今回の案では、収支計画書等の提出を求めることとされている。財務状況の確認をしなければならないということか。</p> <p>第13条1項一ロに定める以下の基準は参酌基準の対象外のようなのですが、想定される確認資料はどのようなものになりますでしょうか。 （1）博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 （2）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 （3）当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p>	<p>各自治体において、審査の際には法人の経済的基礎についてご確認いただくこととなりますが、その確認においては、下記の書類の提出等を想定しております。 ＜参考：設置法人の適格性＞ ①公立博物館の場合 ・ 地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例 ・ 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書 ②私立博物館の場合 ・ 博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類 ・ 役員の経歴、職歴など、役員の知識や経験が分かる資料 ・ 役員の経歴書や博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類</p>
<p>法第13条にも規定されているが、「博物館の運営を担当する役員」とはどのような方を想定しているのか。</p>	<p>新法第13条第1項ロについては私立博物館を想定した記載部分であるため、基本的に、その法人が準拠する法律における「役員」を指します。 また必要な「知識」「経験」「社会的信望」の文言は過度な制限を加えることを目的として設けられているわけではありませんので、経歴書、履歴書、面接等で「役員」がそれらを有していると教育委員会が判断できる場合には、問題はありません。</p>
<p>開館前または開館間もない博物館の申請・登録は可能か。できない場合、開館後いつ頃からが適当か。</p>	<p>登録博物館の場合、1年を通じて150日以上開館していることが基準となりますが、年間の開館日数の見込みが立つ時点で申請・登録いただき、定期報告等をもって実態を把握いただく形の運用も構わないと考えています。</p>
<p>申請者が、私立学校内の一部施設（敷地内に建設予定、個人が収集した化石標本等を展示）を登録したいとしているが、会館日は土・日・祝日（平日は予約が入った場合に開館）のようなケースでも登録は可能か。 また、展示の規模などの基準はあるか。</p>	<p>まず、開館日数（年間150日以上）の要件については、博物館が対外的に活動している日数をもとに判断をお願いします。 また、展示の規模について、博物館としての機能・活動をしっかりと果たしている場合には、極論として展示ケース1つでも問題はないと考えております。 なお、登録に際しては先の規定のみならず、新法第13条第1項第3号、第4号、第5号に定める基準も総合的に満たしている必要があります。</p>
<p>開館日数については物理的に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断するとあるが、どのような書類をもって証明してもらえばよいか。</p>	<p>年間の開館日数または外部に向けた活動日数については、要覧やHP等の公表資料や日報、事業計画等を館から提出いただき、資料内容で判断してください。</p>
<p>これまでの博物館部会の審議において、博物館登録事務が自治事務であるとはいえ、全国統一的な取扱いとすることが望ましいとお話がありました。現在、博物館登録原簿、博物館登録申請書の様式については、都道府県等の規則により定められているものと認識していますが、何ら統一されていないように思われますので、上記の趣旨に鑑みれば、申請者の便宜を図る観点から、国において参考様式をお示しいただき、それを基に都道府県等が定めるという形が望ましいものと考えますが、どのようにお考えでしょうか（博物館相当施設指定申請書にあっては、博物館法施行規則により様式が定められています。）。</p>	<p>博物館相当施設指定申請書については、国立館等について指定事務を行うことがあるため様式を示しております（別記第9号様式）。一方で登録事務にかかる書類等の様式については、自治事務にあたる観点から考え方については説明会等の機会を通じて示すものの、様式を示すことはありません。</p>
<p>登録（指定）することのメリットとデメリットを今一度教えてほしい</p>	<p>以下のようなメリット・デメリットを想定しております。 【メリット】 博物館にとって：税制や関連法による優遇措置。法定義・望ましい基準による事業活動、基本的機能の制度的担保。学芸員等職員の確実な配置と開館日数の確保。信頼性の向上による誘客と寄贈・寄託・寄付の促進。政府の予算支援。文化庁によるプロモーションなど。 設置者にとって：税制や関連法による優遇措置。信頼性の向上による誘客と寄贈・寄託・寄付の促進。政府の予算支援。文化庁によるプロモーション。法制度による博物館の質の向上など。 【デメリット】 特に想定していません。</p>

<p>改正法により関係してくる法律、旅館業法や風営法などについて関係省庁（例えば厚生労働省）とどのように連携を取られているか。</p>	<p>今回の法令改正においては、宿泊業、風営法に関係のある改正は行っておりません。なお、法令改正のプロセスにおいて各省庁に照会を行っておりますが、ご提示いただいた旅館業法や風俗営業法などの担当省庁からは特段影響が出るといった声は出ておりません。</p>
<p>登録（指定）した後、インターネットの利用等の方法により公表しなければならないが、現在も登録等の都度、公報に掲載し、その公報が自治体のHPに掲載されているが、それ以外にも教育委員会のHP等恒常的に掲載することが必要か。</p>	<p>制度の周知と、博物館の信頼性向上による誘客、寄贈や寄託・寄付に繋げるため、利用者にもわかりやすい形（登録博物館・指定施設リスト等）での公表を併せてお願いいたします。</p>
<p>登録にあたり土地要件は撤廃されたはずだが、第3回博物館部会の資料の中の「登録の申請の際に提出を求める書類について」の中で「土地の図面」等があるのはなぜか。</p>	<p>土地の図面は必須ではありませんが、当該館の状況を把握するため、書類の提出を求めることを妨げるものではありません。</p>
<p>予算措置に関連して、当県では、博物館の登録申請に当たり、申請団体から手数料を徴収することの可否について検討を進めているが、手数料の徴収について文化庁の見解をお聞かせいただきたい。</p>	<p>文化庁としては博物館法などの関係法令において手数料を取ることに関する規定は設けておりません。自治体の事務手数料徴収についてより詳しくお知りになりたい場合は、総務省にお問合せいただけますと幸いです。</p>
<p>博物館法改正に伴い、条例及び、博物館登録規則・要綱を改正する必要があります。その際の法制課等との協議のため、改正後の全文をご恵与いただけますでしょうか。（現在、新旧対照表の形でしか確認できないため）</p>	<p>e-Govにて公開されている法令については、「施行日」(PC用であれば画面左上)を変更することで、現時点で未施行の部分を反映した状態の法令も参照可能です。 【参考：博物館法(e-Gov)】 <a href="https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000285">https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=326AC1000000285</a></p>
<p>Q博物館資料の除籍について、具体的な考え方が示されるか？ この質問は文化庁とのヒアリングでも確認しており、平成23年の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準について」が最新であり、今後の博物館部会でも議論されていくことになるであろうとお話している。</p>	<p>資料の収蔵状況の現状の課題については文化庁においても認識しております。今後、「望ましい基準」も含めて、博物館部会等で議論の場を設けて検討を進めてまいります。</p>
<p>改正博物館法第15条で、設置者の名称等を変更するときは、あらかじめ届け出ることとされているが、例えば、設置者である法人が別法人と合併等する場合や、設置者である法人が設置する博物館を別法人に譲渡した場合についても、設置者の名称等の変更が該当するか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
<p>博物館を登録した際に登録番号を付しているが、施行後は新たに1番から付番するのではなく、現行制度からの連番で付番するというのでよいか。（既登録博物館は、5年間は登録博物館とみなすため、仮に新規の登録博物館を1番から順に付番すると番号が重複する。）また、既登録博物館については、再審査後は現行制度において付番した登録番号を引き続き使用しても問題ないか。 ※「登録第1号」を希望する博物館からいくつか事前の問い合わせが来ており、受付順の整理が困難であるため、可能であれば連番としたい。</p>	<p>自治体が整理しやすい方法で運用いただければと思います。</p>
<p>法改正で登録原簿の記載がなくなったため、登録博物館については、インターネット上で公開するほか、登録原簿に代わるものはないとの認識でよろしいか。</p>	<p>新法第14条第1項において、登録原簿への記載を求めています。</p>
<p>公立博物館の設置に関する事項を条例事項とした改正前の博物館法第18条の規定が削除されているが、この条項を館の設置条例において設置根拠としているため、法改正を受けて条例の改正を検討している。 については、第18条を削除することとした理由（考え方）や、改正法の施行後に設置根拠として引用するのに最も適切と考えられる条項について御教示願いたい。</p>	<p>旧法第18条においては、公立博物館の設置に関する事項について、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならないことを定めていました。しかしながら、博物館法の制定後に定められた地方自治法第244条の2(昭和38年の改正で追加)において、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めると規定されることとなり、本条はその役割を終えていると考えられるため、削除することとなりました。</p>